雄武町開業医誘致等促進条例

（目的）

第１条　この条例は、本町の区域内に診療所等を開設し、又は増設する開業医に対し、その費用の一部を助成することにより、地域の医療体制の安定拡大を図り、もって町民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　診療所等　次に掲げる場所をいう。

ア　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）

イ　医療法第１条の５第２項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）

⑵　医師　医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に定める医師をいう。

⑶　医療法人　医療法第３９条第２項に規定する医療法人をいう。

⑷　開業医　診療所等を開設する医師又は医療法人をいう。

⑸　診療科名　医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第３条の２に規定する診療科名をいう。

⑹　土地　診療所等の用に供するための土地及び構築物をいう。

⑺　建物　診療所等の用に供するための建物及びその附属設備をいう。

⑻　医療機器等　診療のために必要な機械、備品、器具等をいう。

⑼　増設　町内に診療所等を開設している開業医が当該診療所等の診療機能の向上（医師の増員その他規則で定めるものに限る。）に伴う建物の増改築又は移転を行うことをいう。

⑽　土地建物等　診療所等の開設又は増設（以下「開設等」という。）のために取得し、又は賃借する土地及び建物並びに開設等に伴って取得し、又は賃借する医療機器等（増設に伴って取得し、又は賃借する場合は、診療機能の向上に資するものとして町長が認める医療機器等（以下「増設医療機器等」という。）に限る。）をいう。

⑾　在宅医療の拡充　町内に診療所等を開設している開業医が当該診療所等の在宅医療に関する機能の向上を図るものとして町長が認めるものをいう。

（助成の対象者）

第３条　この条例に規定する助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する開業医とする。

⑴　町内において積極的に医療活動を行い、地域医療の向上に寄与する者であること。

⑵　町内において開設等又は在宅医療の拡充をすること。

⑶　町長が認める診療科名の診療を行う者であること。

⑷　本町に納付すべき公租公課に滞納がないこと。

（助成の措置等）

第４条　町長は、助成対象者に対し、次の各号に掲げる助成金を交付することができる。

⑴　取得費助成金　土地建物等の取得に対する助成

⑵　賃借料助成金　土地建物等の賃借に対する助成

⑶　在宅医療経営支援金　在宅医療の拡充に対する助成

２　１診療所等につき、前項第１号及び第２号に規定する助成金は次条から第７条までに規定する助成金の限度額に達するまで、同項第３号に規定する助成金は１回に限り、助成金を交付することができる。

（取得費助成金）

第５条　取得費助成金の額は、土地建物等の取得価格（当該土地建物等の取得に際し、改修又は解体を行った場合は、当該改修又は解体に係る費用を含む。）に１００分の５０を乗じて得た額とし、その額は７，０００万円を限度とする。ただし、増設医療機器等に対する取得費助成金の額は、２，５００万円を限度とする。

（賃借料助成金）

第６条　賃借料助成金の額は、土地建物等の賃借料に１００分の５０を乗じて得た額とし、その額は３，５００万円を限度とする。ただし、増設医療機器等に対する賃借料助成金の額は、２，５００万円を限度とする。

２　前項に規定する賃借料は、開設等の日の属する月の翌月から起算して５年以内の賃借料に限る。

（取得費助成金と賃借料助成金の合計額の限度）

第７条　前２条の規定にかかわらず、前２条の規定による助成金の合計額が第５条に規定する限度とする額を超えるときは、当該限度とする額を助成金の額の限度とする。

（在宅医療経営支援金）

第８条　在宅医療経営支援金の額は、１，２００万円とする。

（助成金の交付申請）

第９条　第４条に規定する助成金の交付を受けようとする助成対象者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第１０条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の助成金の交付の可否を決定しようとするときは、第１２条第１項に規定する雄武町開業医誘致等事業審査会の意見を聴かなければならない。

３　町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、第１項の助成金の交付決定に必要な条件を付することができる。

（助成金の交付決定の取消し等）

第１１条　町長は、助成金の交付決定を受けた開業医が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

⑴　助成金の交付決定を受けた後、正当な理由がなく、開設等の予定日から６月以上診療所等の業務を開始しないとき。

⑵　正当な理由がなく、診療所等を１年以上休止し、又は開設等の日から１０年未満で廃止したとき。

⑶　医師免許の取消し等により診療所等の業務を継続することができなくなったとき。

⑷　偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は受けようとしたとき。

⑸　前条第３項の規定により付された条件に違反したとき。

⑹　助成金を他の用途に使用したとき。

（事業審査会）

第１２条　町長は、助成金の交付に関し適格性及び必要な事項を審査するため、雄武町開業医誘致等事業審査会（以下「事業審査会」という。）を設置する。

２　事業審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

３　委員長は、副町長をもって充てる。

４　委員は、８人以内とし、規則に定める者を充てる。

５　委員長は、必要と認めるときは、町の職員のうちから臨時の委員を任命することができる。

６　委員長は、事業審査会を代表し、会務を総理する。

７　事業審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。